

## 平成30年7月豪雨災害検証報告書(案)に対する市町村意見照会結果

【対象市町村】 県内全市町村（42市町村）

【照会期間】 平成30年8月23日（木）～平成30年8月28日（火）

※意見の一部は趣旨を変えない範囲で修正しています。

番号	資料2の 該当ページ	意見(概要)	意見に対する県の考え方
1	P36	戸川地区への避難指示発令について、戸部地区の浸水被害及び今後の気象状況が契機であったため、修正いただきたい。	当該部分を以下のとおり修正しました。 「戸部地区の浸水被害及び今後の気象状況を契機として7月8日2時50分に戸川地区に避難指示（緊急）が発令されたが、発令前の2時14分には、既に戸部地区では浸水被害が発生していた。」
2	P37	深夜における避難情報の発令の是非についてご教示願いたい。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正しました。 「夜間・早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において、避難準備・高齢者等避難開始が発令できるようタイムラインに規定する」
3	P38	避難情報発令エリアを予め細かく設定するよう努めることとされているが、細分化した気象状況や河川の状況に応じて対象エリアは常に変わる。何を基準にきめ細かな発令エリアが設定できるのか分からないため、県から明示・教示していただきたい。	今後、全ての県管理河川について、「水害危険情報図」を作成し、市町村に提供します。市町村においては、水害危険情報図等の情報を踏まえ、タイムライン及びハザードマップ改訂を検討し、きめ細かな避難情報の発令エリアの設定に努めていただきたいと考えております。 また、気象情報の細分化については、市町村の地形など特性に応じた発表となるよう気象庁に対して見直しを要望してまいります。
4	P39	本市の中小河川にも県の水位計が設置されているが、避難判断の基準となる水位がない河川が存在するので、県にはできるだけ早い段階で参考水位や浸水想定エリアを示してほしい。	避難判断の参考水位や水害危険情報図を早期に提供できるよう取り組んでまいります。
5	P50	本市は南北に長く、山間部から平野部にかけて地形や避難要因の違いがあるため、気象情報発表エリアの見直しを強く要望する。	気象情報の細分化については、市町村の地形など特性に応じた発表となるよう気象庁に対して見直しを要望してまいります。
6	P50	気象情報の発表エリアの細分化については、多くの市民から要望があり、合併後エリアが大きくなった市町村は、市民は自分の地域が危険なのか把握できない。県には、是非強く要望してほしい。	

番号	資料2の 該当ページ	意見(概要)	意見に対する県の考え方
7	P57	ダム放流の影響やタイミングについて、ダム管理者との情報共有は必要であると考えており、県には、是非そうした機会を積極的に作ってほしい。	ダム放流を考慮したタイムラインの作成を対応案として記載しました。
8	P66	市町村防災アドバイザーチームは防災課、河川課、砂防課のメンバーが中心に構成されているが、特に、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定については、福祉部局・子育て部局・教育部局とも横の連携を強化して、対応を検討していただきたい。	ご指摘のとおり対応を検討してまいります。
9	P103	避難所運営は防災士のみが特筆されるものではなく、自治会長（自主防災会長）や消防団員がリーダーとなって、献身的に活動していただいた。被災者への炊出しで日赤の支部が活躍した。	自治会等の活動について、報告書（案）に追記しました。
10	P134	県の砂防事業として、堰堤施設を整備することは重要だが、そこに雨量計などもあわせて設置してはどうか。萩原町の例のように、土砂災害の危険となった場所の雨量を正確に把握できれば、住民も行政も危険度を速やかに認識することができる。是非県には、雨量計の設置をご検討願いたい。	萩原町の例は、土砂崩壊に伴う応急対策以降、本復旧までの期間、警戒避難体制を構築するために設置したものであり、時限的な運用となります。 ご要望の雨量計設置については、面的に把握できるレーダー雨量を活用し、精度向上を国へ要望してまいります。
11	—	対策の実施者を一律「県」と記載されているが、部局名まで記載したほうが、対策がより確実に進むのではないか。	検証委員会における報告書ですので、国、県、市町村等の主体ごとの表記に統一しております。
12	—	今回の検証報告書には、県と市町村との情報伝達体制のあり方について検証が行われていないが、今回の災害で、県は市町村との情報伝達体制のあり方について課題を感じられていないのか。	今回の災害対応において、県と市町村の情報伝達体制のあり方については、特段大きな課題はなかったものと認識しておりますが、県被害情報集約システムの機能や使い勝手の改善、県リエゾン職員の資質向上などに関し、他の市町村からもご意見がありましたので、今後、県事務所の意見も踏まえながら、必要な見直しを行ってまいります。

番号	資料2の 該当ページ	意見(概要)	意見に対する県の考え方
13	—	<p>住民の避難行動の意識づけが必要と考え、以下の4点を提案します。</p> <p>①国や県等の河川管理者が作成している浸水想定区域図に岐阜県水防計画のp73以降の「重要水防箇所」を記載するなど、危険性が大なることを伝える。</p> <p>②浸水想定深を電柱や信号機に明示するなどして、多くの住民が認識できるようにする。</p> <p>③②と同様に土砂災害特別警戒区域内の電柱に明示する。</p> <p>④過去の災害記録（写真）を浸水想定区域図に添付する。 （災害査定申請書の写真を利用するなど）</p>	<p>いただいたご提案については、以下のとおりです。</p> <p>①「重要水防箇所」は基本的には水防活動のための情報です。一方、浸水想定区域図は、「重要水防箇所」以外の箇所からの氾濫も想定しており、また作成要領が決められているため、浸水想定区域図へ記載することは、適当でないと考えております。</p> <p>②浸水深を電柱等に明示することは、防災意識の向上につながる重要な取り組みです。市町村が取り組む場合は、浸水情報の提供など、設置に協力してまいります。</p> <p>③電柱等への土砂災害特別警戒区域の表示については、浸水想定深のような高さではなく、面的な区域を示すものであるため、電柱等への設置は困難です。なお、県では対象区域における住民への周知のため、土砂災害警戒区域を示した看板の設置を進めておりますので、設置を希望する地域等がありましたら積極的に要望をお願いいたします。</p> <p>④「過去の災害記録」は、防災意識の向上につながる重要な資料です。浸水想定区域図は、浸水深を示すものとして作成要領が決められているので、住民に直接配布されるハザードマップへの掲載が適当であると考えております。県が所有する写真を提供しますので、個別に相談願います。</p>